
千葉県子ども読書活動推進計画 (第5次)

令和8年4月

千葉県/千葉県教育委員会

はじめに

平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子どもにとっての読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とされています。そしてその前提を踏まえ、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念を掲げています。

千葉県ではこの基本理念に基づき、国や千葉県の計画を踏まえ、平成 16 年 3 月に「千葉市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、国や千葉県の計画更新や状況の変化に合わせ、平成 23 年 3 月に第 2 次、平成 28 年 3 月に第 3 次、令和 3 年 3 月に第 4 次計画を策定し、様々な事業を推進してきました。

「千葉市子ども読書活動推進計画（第 4 次）」の計画期間は、令和 3 年度からおおむね 5 年間としています。国の第 5 次計画が令和 5 年 3 月に、千葉県の第 5 次計画が令和 7 年 10 月に策定されたことを踏まえ、本市においてもこれまでの成果と課題を整理し、改めて子どもの読書活動に関する今後の基本方針と具体的な取組を示すため、「千葉市子ども読書活動推進計画（第 5 次）」を策定します。

目次

はじめに	2
目次	3
第Ⅰ章 第4次計画における状況の検証	5
1 第4次計画の基本方針と主な取組	5
(1) 基本方針1	5
(2) 基本方針2	5
(3) 主な取組	5
2 達成状況（目標とする数値に対する状況）	5
(1) 1か月に読んだ本が0冊の児童生徒の割合	6
(2) 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合	6
(3) 児童1人当たりの児童用図書の貸出冊数	7
(4) 団体貸出の利用団体数	7
3 課題	8
(1) 小学生期までの読書習慣の十分な形成	8
(2) 中学生以降の読書離れの防止	8
(3) 図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携	9
4 子どもの読書環境を取り巻く社会状況の変化	9
(1) 教育におけるデジタル化の進展	9
(2) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	9
(3) 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の策定	9
第Ⅱ章 第5次計画策定の基本方針	11
1 基本的な考え方	11
2 基本方針	11
(1) 基本方針1	11
(2) 基本方針2	11
3 計画の期間と対象	11
(1) 計画の期間	11
(2) 計画の対象	12
4 推進体制等	12
(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備	12
(2) 関係機関・団体等の連携・交流	12
(3) 財政上の措置	12
5 目標とする数値	13
(1) 基本方針1	13
(2) 基本方針2	13
第Ⅲ章 計画推進のための取組	14
1 家庭の役割と取組	14
2 地域の役割と取組	15
(1) 図書館の役割	15
(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割	21
3 学校等の役割と取組	23
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の役割	23

(2) 学校・学校図書館の役割	24
① 学校の役割	24
② 学校図書館の役割	24
4 家庭・地域・学校等との連携	27
5 子どもの読書活動に関する理解と普及	28
6 推進体制の整備	30
巻末資料	31
1 こども・若者会議（令和7年6月28日）意見	31
2 千葉県立学校関係データ	34
(1) 児童生徒の1人当たり2週間の平均読書冊数の推移	34
(2) 市立小・中学校における全校一斉読書実施校の割合の推移	34
(3) 家庭において1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合	35
3 千葉県図書館関係データ	36
(1) 図書館等の児童生徒登録率と児童用図書の貸出冊数の推移	36
(2) 図書館の児童用図書の蔵書数と受入数の推移	36
(3) 図書館等のおはなし会等の開催回数と参加者数の推移	37
(4) 千葉県地域おはなしボランティアの活動状況の推移	37
(5) 図書館の障害者サービス資料蔵書数の推移	38
(6) 団体貸出用資料の貸出冊数	38
4 法令関係資料	39
(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律	39
(2) 文字・活字文化振興法	39
(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	39
(4) 千葉県子ども読書活動推進会議設置要綱	39

第 I 章 第 4 次計画における状況の検証

千葉市では、第 4 次子ども読書活動推進計画を令和 2 年度末に策定し、計画期間を令和 3 年度からおおむね 5 年間と決めました。計画には 2 つの方針と 134（再掲除く 99）の事業を掲載し、成果を測る目安として 4 つの指標を定め、取組を推進しました。

1 第 4 次計画の基本方針と主な取組

(1) 基本方針 1

発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する。

(2) 基本方針 2

読書環境の整備と連携体制の構築

(3) 主な取組

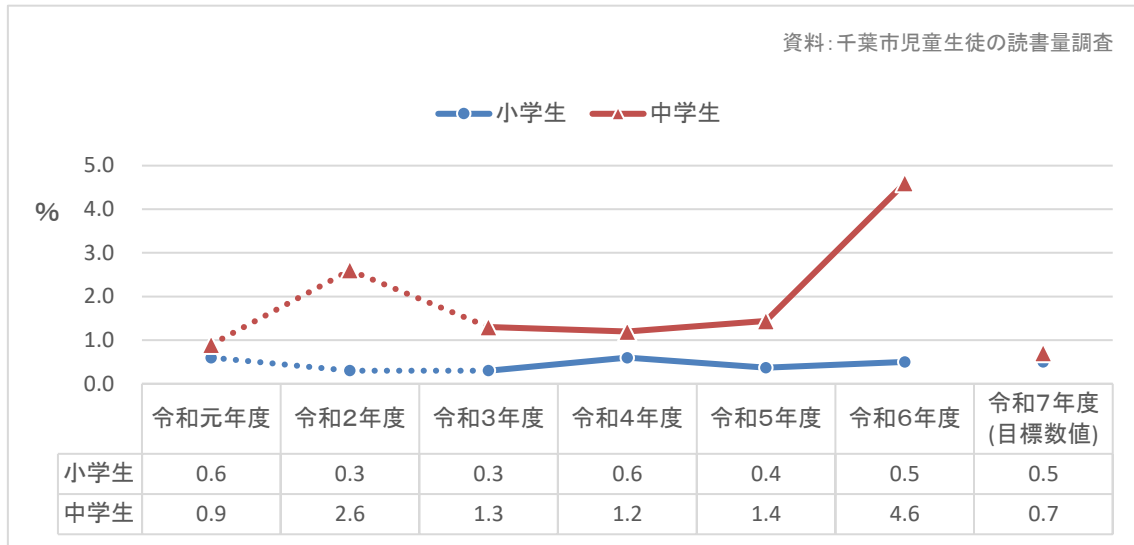
- ・ 読書手帳の配布
- ・ ファミリーブックタイム運動の推進
- ・ 新就学児を対象とした図書館利用登録の促進
- ・ 電子図書館整備
- ・ 全校一斉読書活動等の推進

2 達成状況（目標とする数値に対する状況）

ここでは、第 4 次子ども読書活動推進計画における指標について振り返ります。令和 6 年度末時点で、目標を達成しているのは「1 か月間に読んだ本が 0 冊の児童生徒の割合」の一部（小学生）のみで、その他の数値は目標値に達しておらず、令和 7 年度末時点でも達成は難しい見込です。

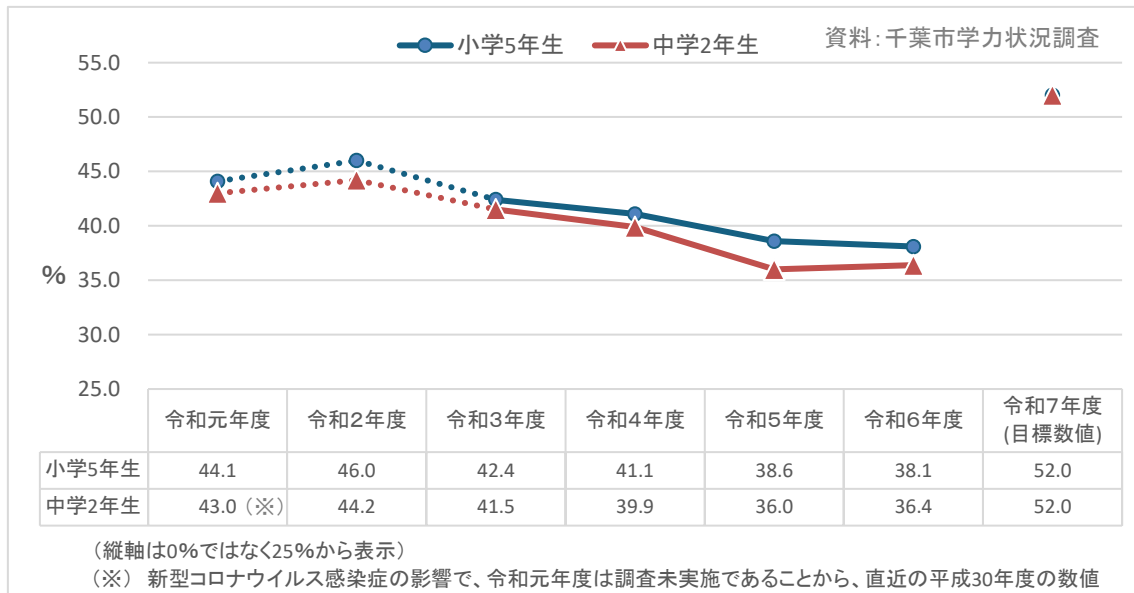
なお、計画が対象とする期間は令和 3 年度から令和 7 年度ですが、目標値を設定するにあたって基準とした令和元年度と、コロナ禍で学校の休校や図書館等の休館が続いた令和 2 年度の数値も、参考として図中に併記しています。

(1) 1 か月間に読んだ本が 0 冊の児童生徒の割合



1 か月間に読んだ本が 0 冊の人を「不読者」、その割合を「不読率」と呼びます。不読率は読書をした人が増えるほど減少する指標です。小学生においては目標値を達成していますが、中学生は未達成です。なお、本市の児童生徒の不読率は、全国調査と比較して、目標未達成の中学生においても良好な傾向を示していると考えられます¹。

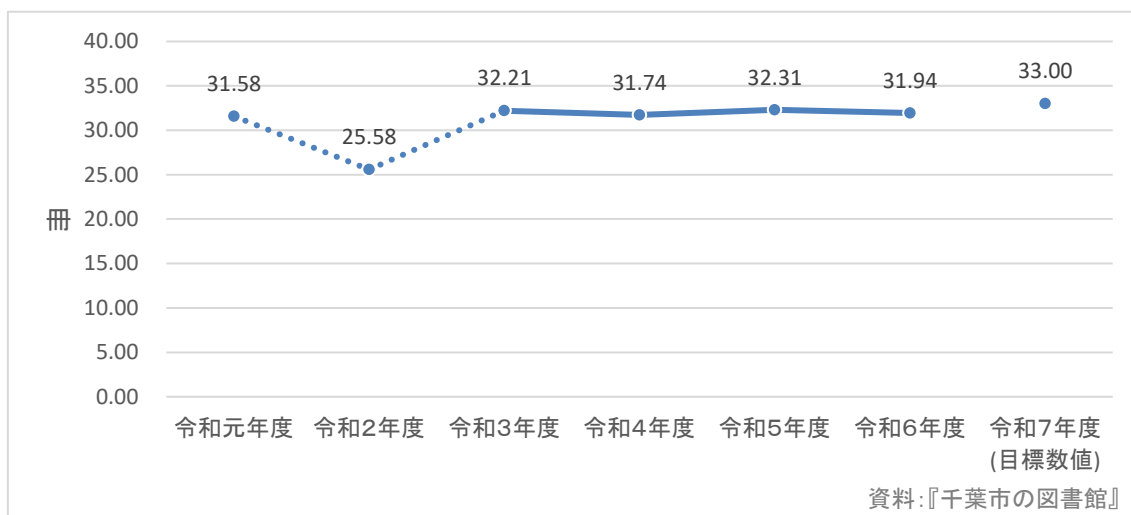
(2) 1 週間に 1 時間以上読書をした児童生徒の割合



¹ 全国学校図書館協議会が実施した第 69 回学校読書調査 (2024 年) によると、小学生 (4 ~ 6 年生) は 8.5%、中学生 (1 ~ 3 年生) は 23.4% となっている。

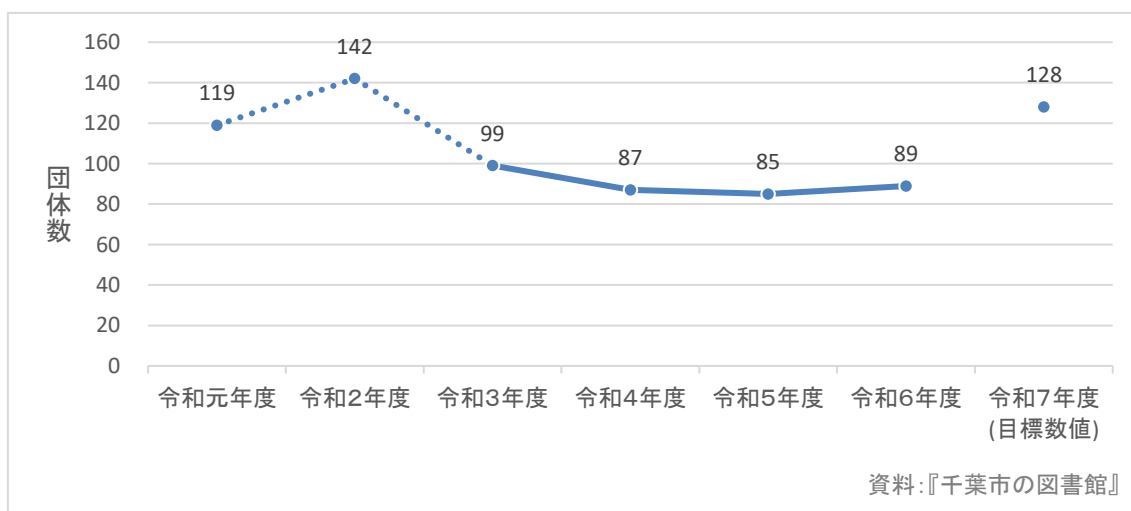
本指標は、家庭で1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合について調査したもので、小学生・中学生ともに漸減傾向です。

(3) 児童1人当たりの児童用図書の貸出冊数



本指標は、本市図書館における児童用図書の年間貸出冊数を当該年度の児童数で割ったもので、横ばい傾向です。

(4) 団体貸出の利用団体数



団体貸出は、学校や文庫、子どもルーム等の団体を対象に資料を貸し出しする本市図書館のサービスです。令和2年度にコロナ禍の影響で小学校の利用が増加したものの、利用団体数は減少傾向です。

3 課題

(1) 小学生期までの読書習慣の十分な形成

本市の児童生徒、とりわけ小学生の不読率が良好であることは先述のとおりです。これは第 4 次計画で新たに、あるいは従来から継続して取り組んできた事業が、直接または間接に影響したことを示唆しています。特に、学校で 10 分程児童生徒が自由に本を読む「朝の読書」（本市では「(始業前における) 全校一斉読書」と呼びます。）は、不読率の低減に大きく影響するといわれています。全校一斉読書活動をはじめとする取組を継続し、子どもたちに読書に親しむきっかけを提供することや、読書環境を維持していくことが求められます。

(2) 中学生以降の読書離れの防止

全国的な傾向として、不読率は学年が上がるにつれて上昇することが知られています。中学生になると学校の授業時間以外の過ごし方として読書が選ばれにくくなることは、次の「千葉県子どもの読書活動推進計画（第 5 次）」におけるアンケート調査（令和 7 年 1 月実施）の結果からも読み取れます。

質問 2 あなたは学校の授業時間以外に 1 日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。 (電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます)				
	① 1 時間以上	② 30 分以上、1 時間より少ない	③ 30 分より少ない	④ 全くしていない
小	22 (11%)	49 (25%)	82 (41%)	46 (23%)
中	10 (6%)	28 (16%)	64 (37%)	72 (41%)
小：n=199、中：n=174				

質問 3 ※（2 で「④ 全くしていない」と回答した人）なぜ読書をしないのですか（複数選択可）				
	① 本を読むのが好きではない	② 勉強や塾で忙しい	③ 読書以外に時間を使いたい	④ その他
小	28 (61%)	13 (28%)	22 (48%)	7 (15%)
中	28 (39%)	26 (36%)	52 (72%)	8 (11%)
小：n=46、中：n=72				

（「千葉県子どもの読書活動推進計画（第 5 次）」p40, p41 より一部省略して引用。「n」は回答者数）

これは本市のこども・若者会議において、中学生から 20 代半ばの若者に「本を読ま

ない理由」を尋ねた際、「本を読む時間がない」という趣旨の回答が多くを占めたこととも通じます²。

子どもたちの成長のためには、読書以外にも様々な活動や休息が必要であることはいうまでもありません。年齢とともに生活が変化し、交友関係が広がり、多忙になっていく中で、読書に充てる時間が減っていくのは、ある程度やむを得ないこととも言えるでしょう。

中学生以降の子どもたちが、隙間時間でも読書に親しめる環境を整備し、読書離れを防止する取組が求められます。

(3) 図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携

子どもの読書活動を推進するためには、関係機関の連携が不可欠です。各関係機関の連携を深め、効果的かつ効率的な事業展開を図るとともに、子どもの読書活動の推進に向けた啓発に取り組む必要があります。

4 子ども読書環境を取り巻く社会状況の変化

(1) 教育におけるデジタル化の進展

個別最適な学び等の実現を目的とした GIGA スクール構想が、コロナ禍の影響で前倒しされ、1人1台端末や通信ネットワーク環境の整備等の取組が全国的に加速しました。

本市でも令和3年度に「ギガタブ」と呼ぶタブレット端末を市立小・中・特別支援学校に配備し、運用を開始しました。

また、本市図書館においては、令和3年7月から電子書籍サービスを導入しており、令和6年度以降は、ギガタブでも一部の資料が閲覧できるようになっています。

(2) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月に策定された「学校図書館図書整備等5か年計画」（計画期間：令和4年度から令和8年度）では、全ての公立小・中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図るとされています。

(3) 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の策定

本市では、令和5年3月、「第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画」（計画期間：令和5年度から令和14年度）を策定しました。第1章の第3次千葉市学校教育推進計画では、教育目標に「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力を

² 令和7年6月28日意見聴取（主な意見は巻末資料参照）。こども・若者会議は、こどもや若者の意見表明の機会を確保するとともに、当事者の意見を市の施策に反映することを目的に設置されている。

はぐくむ」を掲げ、第 2 章の第 6 次千葉市生涯学習推進計画では、計画目標として「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる」を掲げています。

それぞれの計画における子どもの読書活動に関連する事業（アクションプラン）としては、前者で「読書活動の充実」（p50）、後者で「電子書籍サービスの充実」（p154）等を掲載しています。

第Ⅱ章 第5次計画策定の基本方針

1 基本的な考え方

国及び千葉県の第5次計画、本市における「第3次千葉市学校教育推進計画」、「第6次千葉市生涯学習推進計画」及び「千葉市図書館ビジョン2040」等との整合を図るとともに、第4次計画期間中における取組の成果と課題の検証、子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けることができるよう、次の2つの基本方針を定め、第Ⅲ章に示す87事業により、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

(1) 基本方針1

発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する。

引き続き、乳幼児期から高校生までの読書習慣の形成を促し、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進に努めます。

取組をさらに充実させていくため、子どもの視点を取り入れた施策の推進を行います。本市では令和7年6月から「こども・若者会議」を開催しており、本計画を策定するにあたって若者から意見を聴取しました。例えば本市図書館に関する提案として、ソフト面では電子書籍や図書館ツアーなど、既存のサービス、イベントが知られていないことを示唆する、あるいはその拡充を期待する意見が複数挙がりました。引き続き子どもたちの意見を聞きつつ、広報、内容の両面から、取組の充実努めます。

(2) 基本方針2

読書環境の整備と連携体制の構築

多様な子どもたちの読書機会の確保を図り、自主的な読書活動ができるよう、施設・設備、人的環境の整備に努めます。また、関係者同士の連携・協力を深め、ボランティア等の協力を得ながら、それぞれの特性を生かした事業を推進することにより、子どもが読書に親しむことができる機会の充実に努めます。

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

令和8年度からおおむね5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の対象

本計画でいう「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

4 推進体制等

(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備

計画の進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に推進する庁内組織である「子ども読書活動推進会議」により、引き続き円滑な計画の推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等の連携・交流

子どもの読書活動推進に関わる関係機関・団体等が、それぞれの特性を生かしながら協力し、共に充実した活動ができるよう情報や人材の交流、図書館資料等の有効活用に努めます。

(3) 財政上の措置

本計画に掲げられた各種事業を推進するため、市をはじめ関係機関等は、その役割に応じ必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

5 目標とする数値

本計画に定めた取組の効果を把握するため、次のとおり基本方針ごとに4つの目標とする数値を定めます。

ただし、数値目標は、本計画の取組の目安として掲げています。

(1) 基本方針1

発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する。

指標	過去の推移				目標値	関連する主な取組	
	R4年度	R5年度	R6年度	3年平均	R12年度		
① 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合 (電子書籍を含む。教科書・問題集・漫画・雑誌を除く。)	小	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	・全校一斉読書活動等の推進 ・様々な読書活動の推進	
	中	1.2%	1.4%	4.6%	2.4%		0.7%
② 児童生徒1人当たりの1か月間の平均読書冊数 (電子書籍を含む。教科書・問題集・漫画・雑誌を除く。)	小	20.6冊	18.9冊	28.0冊	22.5冊	・児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集 ・学校図書館資料の充実	
	中	7.5冊	8.4冊	9.4冊	8.4冊		9.0冊
③ 図書館における児童1人当たりの年間の児童用図書の貸出冊数(電子書籍を除く。)		31.74冊	32.31冊	31.94冊	32.00冊	33.00冊	・新就学児を対象とした図書館利用登録の促進 ・読書バリアフリーに配慮した資料の充実とサービスの提供

(2) 基本方針2

読書環境の整備と連携体制の構築

指標	過去の推移				目標値	関連する主な取組
	R4年度	R5年度	R6年度	3年平均	R12年度	
④ 団体貸出の利用団体数	87団体	85団体	89団体	87団体	128団体	・団体貸出用図書の充実 ・団体貸出の利用促進

第Ⅲ章 計画推進のための取組

1 家庭の役割と取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。そのため、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

具体的には、家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、地域の図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

また、定期的に読書の時間を設けるなど、家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

こうした家庭における読書活動を促すため、3つの事業に取り組んでいきます。

【3事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
読書手帳の配布	1	子どもが読書に親しむきっかけを作るとともに、親子のふれあいや家庭での読書の習慣付けを図るため、「読書手帳」を配布する。	中央図書館 (管理課) 教育指導課
ブックスタート事業の実施	2	絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。	健康支援課 (各区健康課)

ファミリーブックタイム運動の推進	3	<p>保護者が子どもに読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動（ファミリーブックタイム運動）を推進するため、ファミリーブックタイム事例集により周知を図る。</p> <p>また、これから保護者になる男性を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識や、男性のための子育て情報等を掲載している「パパパスポート（冊子）」に、ファミリーブックタイム運動について記載し、配布する。</p>	<p>中央図書館 （管理課） 地区図書館 健康支援課 （各区健康課） 幼保支援課 教育指導課</p>
------------------	---	--	--

2 地域の役割と取組

地域には図書館をはじめ、公民館図書室、子育て施設など、子どもたちの読書に関連する様々な施設があります。また、本市では市民による地域・家庭文庫での読み聞かせなど、子どもたちが読書の楽しみを知るための取組が実践されています。

こうした施設や団体がそれぞれの特性を生かし、子どもの読書環境の充実に努めるとともに、社会教育施設である図書館が中心となり、互いに連携、協力することで、社会全体で、子どもの主体的な読書活動を支援していくことが重要です。

(1) 図書館の役割

子どもにとって、図書館は豊富な資料を備え、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。

さらに、図書館では様々な行事・イベントを催しており、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。例えば、子どもや保護者を対象にしたおはなし会、講座、展示、子どもの読書活動を推進する団体の支援等が挙げられます。

図書館には、図書館法及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準等に基づきこのような取組を維持し、充実させていくこととともに、多様な子どもたちの読書機会を確保していくことが求められます。読書をめぐる様々な障壁を取り除く手段として、点字図

書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック³、布の絵本等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等が改めて注目されています。誰もが読書ができる社会の実現を目指す「読書バリアフリー」の考え方も踏まえ、本市では「りんごの棚の設置」⁴（事業番号 31）の拡充をはじめ、以下の 43 事業に取り組んでいきます。

【43 事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
新就学児を対象とした図書館利用登録の促進	4	蔵書の貸出しの促進・子どもの読書活動の機会の充実・本を借りることの習慣化を図るため、市内小学校の新1年生を対象に利用登録申請書を配布し、図書館・公民館図書室の利用を促す。	中央図書館 （管理課） 地区図書館 教育指導課 生涯学習振興課
ファミリー読書月間の実施	5	定期的に読書活動に対する興味を喚起することで、親子が本に親しむ習慣をつけるきっかけとし、子どもと保護者の読書活動の推進を図るため、毎年10月及び11月を「ファミリー読書月間」とする。	中央図書館 （管理課）
見学や職場体験の受け入れ	6	子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れ、資料検索、図書館の利用方法、おはなし会やブックトーク ⁵ の実施等を行う。	中央図書館 （管理課） 中央図書館 （情報資料課） 地区図書館 教育指導課

³ LLブック：「LL」はスウェーデン語で「やさしくてわかりやすい」を意味する「Lättläst」（レットラスト）の略。知的障害などのために読むことに困難を伴いがちな人を対象に、読みやすい文章、文章の意味を表した絵記号（ピクトグラム）、イラストや写真を用いてわかりやすい形で提供されている本。

⁴ りんごの棚：紙に印刷された資料だけでなく、様々な利用しやすい資料（点字図書、音訳図書等）を一か所に集めることで、特別なニーズのある子どもが自分に適した資料に出会えるよう設置するコーナー。スウェーデン発の取組で、障害児を支援するために作られたりんごのおもちゃから名付けられた。

⁵ ブックトーク：相手に本への興味がわくような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

おはなし会の実施	7	定期的に、幼児や小学生を対象とした「定例おはなし会」、親子で楽しめる「親子おはなし会」や、「読書まつりおはなし会」等のイベントを実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	8	定期的に、乳幼児と保護者を対象に、わらべうたで親子が遊びながら言葉の響きを楽しみ、絵本の読み聞かせにつなげる「わらべうたと絵本の会」を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	9	高校生などが語るおはなし会を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	10	「外国語おはなし会」を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
子ども読書の日等関連行事の実施	11	子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
子ども向けイベントの実施	12	「親子図書館たんけんツアー」、「一日図書館員」事業や地域の施設、団体との連携事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	13	児童・青少年を対象に、同世代で本を薦め合うなど、主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業（心に残る一冊を紹介する「本だいすき」等）や近隣小中学校の図書委員等と連携した事業を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
読書まつりの実施	14	学校や地域とも連携し、市民の読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベント等を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館

子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施	15	子ども（中高生を含む。）を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに読書の楽しさを伝えられるよう「子ども読書講座」を実施し、本に関する情報提供や、家庭への読書啓発を行う。	中央図書館 (情報資料課)
	16	関心のある市民を対象に、子どもへの本の読み聞かせ等に関する講座を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	17	図書館出張講座（絵本読み聞かせ講座や移動図書館の活用等）を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	18	子どもを対象に、図書館の資料を使った工作、科学遊びやブックトーク等を行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
読書相談やレファレンスの充実	19	子ども一人一人に対応するために、相談に応じる職員の研修を実施するとともに、年齢や目的に合わせたレファレンスのさらなる充実に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	20	子ども一人一人の特性や発達段階に応じた図書に関する案内や助言、読書を進めるために、保護者等からの子どもの読書に関する相談への対応・レファレンスサービスのさらなる充実に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
図書館ホームページ「こどものページ」の活用	21	「こどものページ」「中高生のページ」を活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。	中央図書館 (情報資料課)
図書館ネットワークの整備・充実	22	利用者用検索機やインターネットによる予約受付や相互貸借等	中央図書館 (管理課)

		の図書館ネットワークの充実を図る。	
電子図書館の充実	23	情報のデジタル化などの社会変化を踏まえ、図書資料の予約・貸出・閲覧といった従来型のサービスに加え、電子書籍や有料データベース等のデジタル情報サービスの充実を図るため電子図書館の充実に努める。	中央図書館 (情報資料課)
児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集	24	乳幼児から発達段階に応じた児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	25	電子書籍を含めて、中高生向け図書の幅広い収集に努め、中高生が利用しやすいよう、ヤングアダルト（YA）またはティーンズコーナーの充実を図る。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	26	調べ学習用資料の充実（選書・更新・除架）に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	27	児童・中高生向け外国語資料の充実に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
児童書研究に関する図書の充実	28	児童書を研究し理解を深めるための図書や、子どもの読書活動に関する図書の充実に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
推薦図書等の紹介	29	「よんでみよう」等ブックリストを配布またはホームページで公開し、情報提供に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
日本語を母語としない子ども向けサービス	30	日本語を母語としない子どもに向けた資料情報を提供する。 ※やさしく分かりやすい日本語で書かれた資料情報を提供する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館

読書バリアフリーに配慮した資料の充実とサービスの提供	31	手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	32	触る絵本の作成や、視覚障害児向けの音訳図書・点字図書の収集など「読むこと」が困難な子どものための資料の充実と提供に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	33	【拡充】特別なニーズのある子どもが自分に適した資料に出会えるよう、様々な利用しやすい資料を集めたコーナー（りんごの棚）を各図書館に設置する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	34	身体障害等で来館に支障のある子どもに対する自宅配本サービスを実施する。	地区図書館
地域おはなしボランティア養成及び研修の実施	35	おはなしボランティアを養成するために、計画的に養成及び研修を実施する。	中央図書館 (情報資料課)
	36	おはなしボランティアを対象に、スキルアップ講座等を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
職員研修の充実	37	職員を対象に、児童青少年サービスに関する業務研修等を実施する。また、職員が積極的に受講できる環境づくりに努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
各種研修等の支援の充実	38	幼稚園・保育所・認定こども園等の読み聞かせ講座等、子ども読書活動の推進に係る研修への資料提供や講師派遣・紹介等に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
	39	文庫団体等の研修を支援する。	中央図書館 (情報資料課)

団体貸出用図書の実充	40	学校向け団体貸出資料の実充に努める。	中央図書館 (情報資料課)
	41	文庫や子どもルーム、幼稚園・保育所・認定こども園等への団体貸出用図書の充実に努める。	中央図書館 (情報資料課)
団体貸出の利用促進	42	団体登録者(学校・文庫等)向けに、図書館ホームページでの団体貸出用資料の検索機能や申込みの仕方を団体登録者に更に分かりやすく周知するとともに、利用の活性化に努める。	中央図書館 (管理課) (情報資料課)
学校図書館への支援	43	学校図書館に対して、団体貸出の利用方法の案内や見学会、研修会を実施する。	中央図書館 (情報資料課) 教育指導課
	44	図書館のセット貸出・団体貸出以外の図書資料を市内小・中・特別支援学校等で活用する仕組みづくりとして、団体貸出用カードとは別に各学校レファレンス用のカードを配布し、利用の促進を図る。	中央図書館 (情報資料課)
市内小学校を対象とする図書館利用の促進	45	市内小学生が図書館見学で来館した際や、図書館職員が市内の小学校を訪問した際に、図書館の利用案内を行い、利用促進に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
図書資料等の有効活用	46	図書館の不用図書等を活用して、公民館や学校、保育所等の資料の実充を図る。	中央図書館 (管理課) 地区図書館 生涯学習振興課 幼保指導課 教育指導課

(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割

公民館図書室やコミュニティセンター図書室はもとより、子育て支援施設、放課後子ども教室等、多様な市の施設・事業が、子どもが読書に親しむ場として貴重な機会を提

供しています。また、放課後児童クラブ（アフタースクール、子どもルーム）、男女共同参画センター（情報資料センター）、子育てサークル等々の活動も、子どもたちが読書に触れるきっかけとなることが期待されます。さらに、地域・家庭文庫などの団体も様々な活動に取り組み、大きな力を発揮しています。

こうした施設や団体等では、子どもの自主的な読書活動を支援し、読書環境を豊かにする役割が引き続き求められていることから、以下の12の事業に取り組んでいきます。

【12 事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
子どもや保護者が集う施設における図書の実	47	各区健康課における母子保健事業実施の際、絵本コーナーを設置する。	健康支援課 (各区健康課)
	48	子ども交流館における図書の充実に努める。	こども企画課
	49	地域子育て支援センター、子育て支援館、子育てリラックス館の絵本などの充実に努める。	幼保支援課
	50	コミュニティセンターの幼児室、図書室の図書の充実に努める。	市民総務課
	51	男女共同参画センターの情報資料センターにおいて図書の充実に努める。	男女共同参画課
子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施	52	コミュニティセンターや土気あすみが丘プラザにおけるボランティア等によるおはなし会等の実施に努める。	市民総務課
子育てふれ愛フェスタの実施	53	「子育てふれ愛フェスタ」の中で「絵本の交換会」「読み聞かせコーナー」など、読書に関連するイベントを実施する。	こども企画課

読み聞かせ講座の実施	54	地域で子どもに読み聞かせを行っている方や、これから行おうとしている方を対象に、公民館での読み聞かせ講座の実施に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
公民館等の子ども向け講座の充実	55	公民館等におけるおはなし会や民話のつどい、紙芝居など子どもが本に親しむ機会を提供できる主催事業の充実に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
公民館施設の開放（自習室の開放）	56	公民館の空いている諸室を自習室として開放し、子どもの居場所・読書スペースの確保に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室の資料の充実	57	計画的な資料収集に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室職員の研修の充実	58	公民館図書室職員の研修の充実に努める。	生涯学習振興課

3 学校等の役割と取組

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の役割

乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら、言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになるとされています。乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等には、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うことが期待されます。

こうした観点から、2つの事業に取り組んでいきます。

【2事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
------	------	-------	-----

幼稚園、保育所、認定 こども園等の児童向け 図書の充実	59	絵本コーナー等における児童向 け図書の充実に努める。	こども企画課 幼保支援課 幼保指導課
幼稚園、保育所、認定 こども園等におけるお はなし会の実施	60	幼稚園・保育所・認定こども園 等における絵本を中心とした読 み聞かせの充実に努める。	幼保支援課 幼保指導課

(2) 学校・学校図書館の役割

① 学校の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

学校には、学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導することが求められています。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図ることが求められています。

② 学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置されます。学校教育において欠くことのできない基礎的な設備で、以下の3機能を有しています。

- ・ 児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ・ 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ・ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

また、学校図書館は、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

にも効果が期待されています。管理職や司書教諭、学校図書館指導員、教職員が連携し、学習課題に対応した図書の充実や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することが求められます。

各学校及び学校図書館で以下の12事業に取り組んでいきます。

【12事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
学校等でのおはなし会の実施	61	教職員や保護者・地域のボランティア、児童生徒による読み聞かせやブックトーク等、多様な読書活動を推進する。	教育指導課
調べ学習の充実	62	調べ学習等に要する資料を収集・提供するとともに、一人ひとりに対応する支援・指導を推進する。	教育指導課
全校一斉読書活動等の推進	63	学校の実態に合わせ、教育課程に朝読書を位置づける等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動を一層推進する。	教育指導課
様々な読書活動の推進	64	読書のきっかけや本の理解を深めることにつなげるため、子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会として、本の帯やポップづくり、読書会、ペア読書、お話(ストーリーテリング)、ブックトーク、アニメーション ⁶ 、ビブリオバトル ⁷ などの様々な読書活動を推進する。	教育指導課

⁶ アニメーション：読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

⁷ ビブリオバトル：書評合戦。発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

読書月間の設置	65	学校の実態に応じて、読書月間を設置し、読書に親しみ、成果発表の場となる行事の開催を推進する。	教育指導課
読書から発展した活動の推進	66	読書の発展として、読んだ本を朗読劇や紙芝居にするなどの多様な読書紹介・読書発表会等、意識を高める活動を推進する。	教育指導課
魅力ある学校図書館づくりの推進	67	魅力ある学校図書館づくりとして、司書教諭・学校図書館主任と学校図書館指導員が協力して適切な図書を紹介・図書館の環境整備などを推進するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行う。	教育指導課
学校図書館情報ネットワークシステムの整備推進	68	学校図書館資料のデータベース化とコンピュータ機器の整備を検討する。	教育指導課 教育センター
学校図書館の活用	69	各学校の実態に応じ、放課後や長期休業中などに、放課後子ども教室での利用や、保護者向けに学校図書館を開放する。	教育指導課 生涯学習振興課
学校図書館資料の充実	70	「豊かな心を育てる図書」や「調べ学習に対応する図書」等の図書資料をバランスよく長期的な計画に基づいて整備し、効果的な活用を推進する。	教育指導課
特別支援学級・特別支援学校等での図書等の整備	71	一人一人に応じた図書と、図書コーナーの充実を推進する。	教育指導課

各種研修等の充実	72	教職員の各種研修会における読書活動関連研修の充実に努める。 ※学校図書館主任研修・学校図書館指導員研修・初任者研修・教職員研修等	教育職員課 教育指導課 教育センター 中央図書館 (情報資料課)
----------	----	---	--

4 家庭・地域・学校等との連携

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の団体がそれぞれの役割を自覚し、お互いに連携、協力しながら一体となって取組を推進することで、相乗効果が発揮されます。

そのためには、保護者や地域住民、ボランティア等の地域の人材の協力を得るとともに、子どもがいつでもどこでも必要な本や、本についての情報が得られるよう、子どもの読書活動の推進に関する様々な活動が十分行われるための支援をしていくことも必要です。

また、本市の特徴として、自発的に活動している文庫が多数存在し、さらに、文庫連絡協議会を組織していることが挙げられます。これは貴重な地域資源であり、市民協働の好例として、図書館と文庫との一層の連携が求められます。

地域社会と協働した活動として子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館と図書館等の連携を強化するため、以下の6事業に取り組んでいきます。

【6事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
ボランティア研修の実施	73	ブックスタート事業の推進に向けてのボランティア研修会を実施する。	健康支援課 (各区健康課)

ボランティア等との連携によるおはなし会の実施	74	幼稚園、保育所、認定こども園、放課後子ども教室、子育てサークル等にボランティア（図書館が養成する地域おはなしボランティアを含む。）が出向き、わらべうたや読み聞かせ等のおはなし会を実施する。	中央図書館 （情報資料課） 地区図書館 こども企画課 幼保支援課 幼保指導課 生涯学習振興課 健康支援課 （各区健康課）
学校間、学校・図書館間の相互貸借のための環境整備	75	学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、円滑な相互貸借のための環境整備について調査・検討する。	教育指導課 教育センター 中央図書館 （管理課）
図書館と公民館図書室との選書情報の交流	76	図書館の児童選書会での資料等の提供と活用を図る。	生涯学習振興課 中央図書館 （情報資料課）
学校と図書館との交流	77	司書教諭・学校図書館主任や学校図書館指導員の研修会等で図書館職員の参加の機会を設け、交流を図る。	教育指導課 中央図書館 （情報資料課） 地区図書館
学校図書館運営委員会と図書館等との連携	78	学校図書館運営委員会において、図書館・公民館職員から助言をもらう等、学校図書館と図書館や公民館図書室が連携して子ども読書活動の推進を図る。	教育指導課 生涯学習振興課 中央図書館 （情報資料課） 地区図書館

5 子どもの読書活動に関する理解と普及

子どもの読書活動を推進するためには、身近な大人が改めて読書活動の意義について理解を深め、推進する気運を高めることが重要です。子ども読書活動推進に向けた様々な事業を知ってもらい、理解を得て、利活用されなければ意味がありません。大人が理解と関心を持つことで、子どもの読書意欲を高め、習慣づけることにつながります。

そのため、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」など、様々な機会をとらえて、子どもや保護者をはじめ、担い手や行政各課を通じて、市民への子どもの読書活動の意義や優れた取組についての幅広い広報を行っていくことが必要です。

こうした観点から、以下の8事業に取り組んでいきます。

【8事業】

事業項目	事業番号	事業の内容	所管課
子育て応援コーナーの設置	79	子育てに役立つ図書を配置する「子育て応援コーナー」を設置し、千葉市の子育て支援施設や制度に関するリーフレットや掲示物等、子育てに役立つ最新情報の提供に努める。	中央図書館 (情報資料課) 地区図書館
各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	80	学校だより・学校図書館だより等を通しての情報発信を推進する。	教育指導課
情報提供の充実・強化	81	パンフレット配布による情報提供に努める。 ※母子保健事業の中で、啓発用パンフレットや保護者に読んでほしい図書のリスト・図書館等で実施するおはなし会等の案内書の配布を検討する。	健康支援課 (各区健康課)
情報提供の充実・強化	82	保健福祉センターに情報掲示コーナーを設置する。 ※おはなし会や子どもに読ませたい図書、保護者に読んでほしい図書のリスト等を、情報掲示コーナーを設置し啓発に努める。	健康支援課 (各区健康課)
情報提供の充実・強化	83	コミュニティセンター利用サークルへの情報提供に努める。 ※コミュニティセンターを利用している幼児・育児サークルに対して、パンフレット等の配布により情報を提供する。	市民総務課

公民館事業の実施	84	家庭教育学級などの主催事業の中で、子どもの読書の必要性や意義など、子ども読書活動に関する理解や関心の普及に努める。	生涯学習振興課
保護者・職員等の啓発研修の促進	85	P T A、保護者会、職員の研修会等において、子どもの読書活動の重要性等について啓発する。	教育指導課 幼保指導課
参加型の啓発活動の工夫	86	学校単位でP T Aや保護者会に協力を依頼し、図書の整理・修繕等のボランティア活動の実施を推進する。	教育指導課

6 推進体制の整備

第1次計画において「本計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開するための組織」として庁内に設置した、「千葉市子ども読書活動推進会議」とその下部組織である担当者会議を活用し、引き続き計画の積極的な推進と管理を行います。

【1事業】

施策・事業項目	事業番号	施策・事業の内容	所管課
千葉市子ども読書活動推進会議及び担当者会議の活用	87	本計画の事業の推進を図るため、事業の進捗管理を行うとともに、計画全体について総合的・継続的に協議し、必要な修正を加えるなどの執行管理を行う。	中央図書館 (管理課)

巻末資料

1 こども・若者会議（令和7年6月28日）意見

こども・若者会議は、こどもや若者の意見表明の機会を確保するとともに、当事者の意見を市の施策に反映させることを目的に設置されている。

令和7年6月28日の会議では2つの問いに対し、付箋に自由に意見を書きだしてもらった。以下、重複する意見を削除するなどし、参加者が発表するに至った意見を示す。

(1) Q1 なぜ読書時間が少ないの？

議題細目	意見（付箋原文ママ）
本を読む理由	本を読む理由 本を読むことで自分の知らなかったことや知っていたことをさらに深く知ることができるから 1時間以上
	本を読む理由 知らない「言葉を発見できる知識」
	・ちしきを上げられる ・物語にひたれる
	Q1、 おもしろい 興味がある
	Q1 読書会をしているから
本を読まない理由	読まない理由 本を読む習慣が薄れている 時間がない スマホを見てしまう
	Q1 読書に楽しさを感じない
	本を読まない理由 スマホに比べて結論が出るのが遅い
	電車の中で読もうとしても人が多くて読めない
	<読まない理由> 放課後の部活動や学校の課題で、家での読書時間がとれないから、図書館にも行けない

	<p>Q1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書をする時間がない ・ 優先順位低い
	<p>読まない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間がない ・ 高校生になって朝読書の時間がなくなったから
	<p>朝読書の時間でも、他にやらなければいけないことがあり、あまり読まない</p>
	<p>高校では読書をする時間をとってくれない</p>
	<p>部活動で時間がとれない</p>

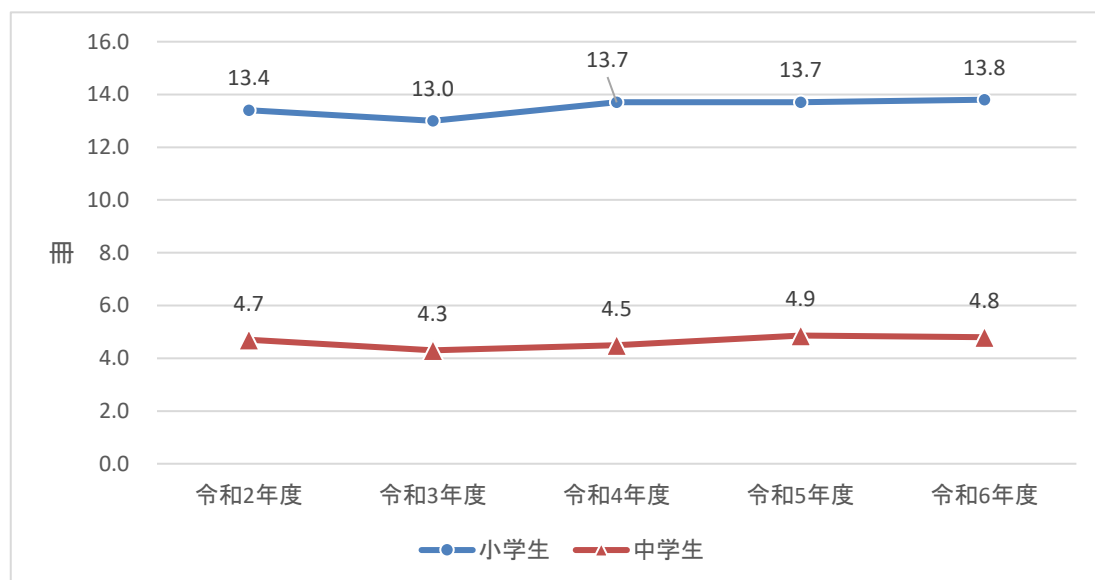
(2) Q2 読書時間を増加させるため、図書館をもっとうまく活用できる方法は？

議題細目	意見（付箋原文ママ）
—	<p>ふらっと立ち寄れるような図書館作り （例）立ち読み専用</p>
	<p>自習室（図書館の本を使いながらもOK!）を増やしたりする ☆勉強できる場所などでも◎</p>
	<p>Q2 図書館が気軽に行ける距離にあれば良いと思います！</p>
	<p>Q2 子ども、若ものがゆったりよめる空間がある</p>
	<p>カフェスペース 雑談スペース 真面目スペース 自由な体勢で を作る</p>
	<p>図書館の中で飲食ができる。</p>
	<p>ソファーとか クッションのスペース →リラックスして本を読む</p>

<p>Q2 温かい飲み物を飲みながら読書をできるようにしたい (ドリンクバーの設置?) 良さげな音楽を 流しながらとか、、、♪</p>
<p>自由な体せいで本を読む! (寝転んだり、ハンモックで読んだり?)</p>
<p>図書カードをもっと簡単につくれるようにする ↓ 学校とかで全員作成する時間をつくる</p>
<p>Q2、 長期休みに図書館を訪れる習慣作りをする宿題を出す</p>
<p>・自分の生活観を見直し、時間を見つけ、本を読むことを習慣にする!</p>
<p>自由時間が少しでもあると他のことに時間を使いたくなくなる人が多い →学校で読書をする時間を指定(朝読書・授業中など)</p>
<p>図書館でイベントを開く</p>
<p>放課後に図書館に行くのがない。 気軽に行くということがなくて行きづらい。 どんな場所なのか どんな感じで利用されているのか が知りたい。 図書館ツアー?</p>
<p>図書室などで本を読んだ冊数でしおりや簡単なけい品をプレゼントする</p>
<p>本を何冊か借りると何かもらえるキャンペーン (スタンプカードなど)</p>
<p>Q2 電子書せきの貸し出し</p>

2 千葉市立学校関係データ

(1) 児童生徒の1人当たり2週間の平均読書冊数の推移

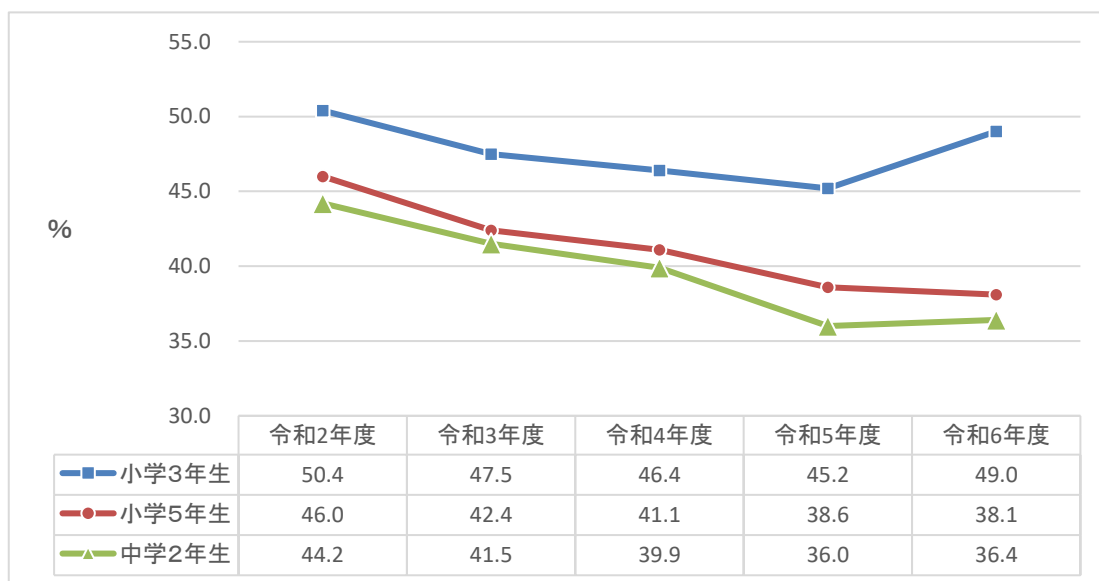


(2) 市立小・中学校における全校一斉読書実施校の割合の推移

(%)

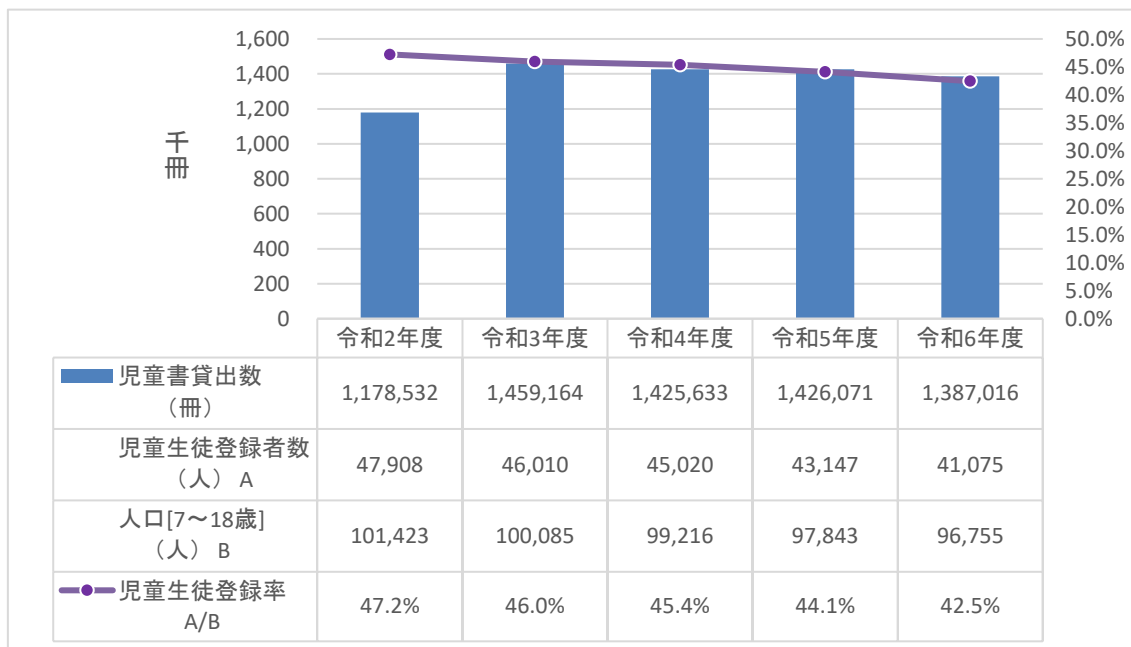
学校種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	91.8	83.3	86.1	87.8	83.1
中学校	98.2	96.3	94.4	96.3	100.0

(3) 家庭において1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合

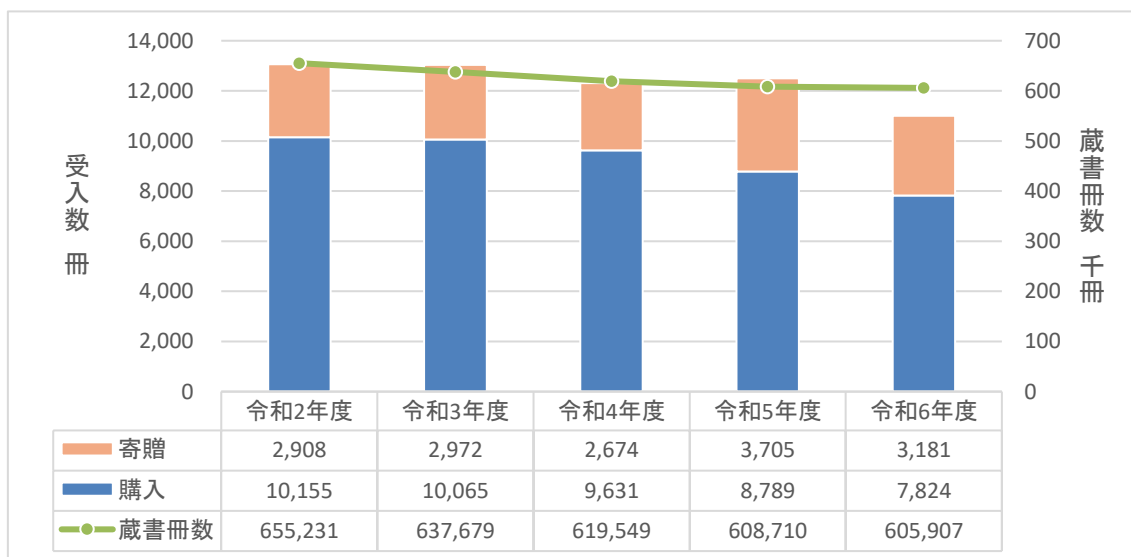


3 千葉市図書館関係データ

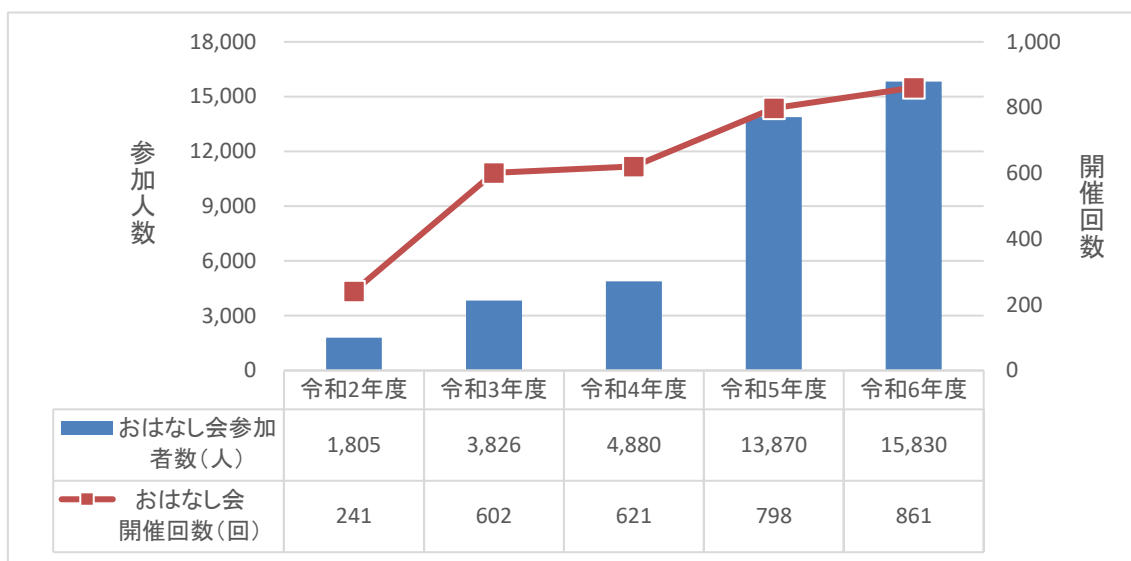
(1) 図書館等の児童生徒登録率と児童用図書の貸出冊数の推移



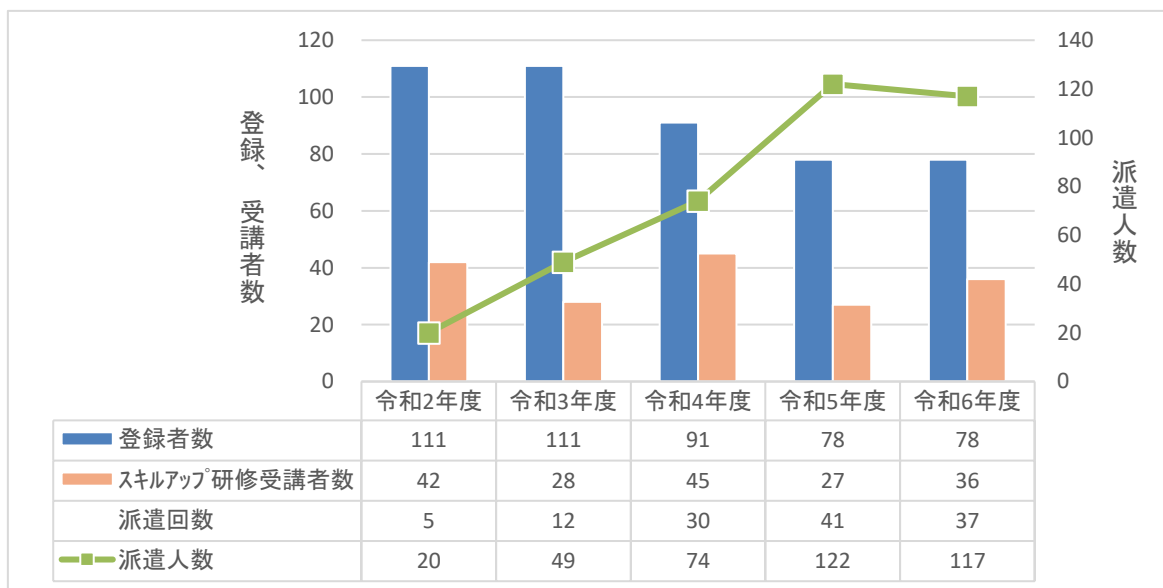
(2) 図書館の児童用図書の蔵書数と受入数の推移



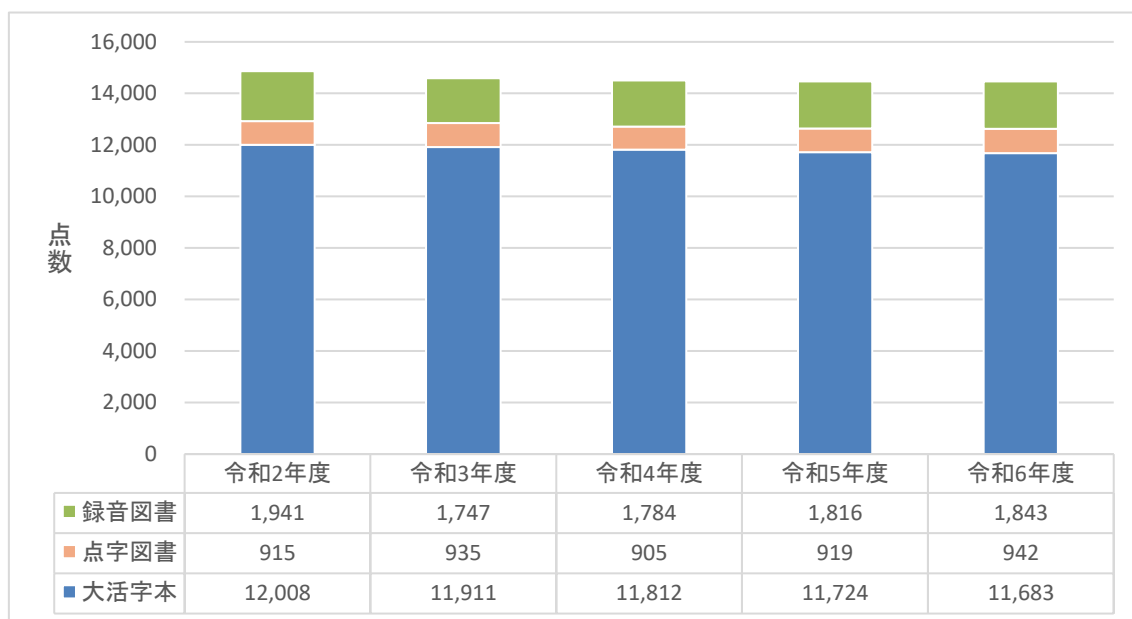
(3) 図書館等のおはなし会等の開催回数と参加者数の推移



(4) 千葉市地域おはなしボランティアの活動状況の推移



(5) 図書館の障害者サービス資料蔵書数の推移



(6) 団体貸出用資料の貸出冊数

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学校総数	110	108	108	107	107
	利用学校数	101	57	52	55	52
	貸出冊数	16,772	9,357	7,790	6,623	7,965
中学校	学校総数	55	54	55	55	54
	利用学校数	16	17	15	11	16
	貸出冊数	1,676	1,640	1,330	662	1,226
その他	その他の学校					
文庫	登録団体総数	18	18	15	15	15
	利用団体数	9	8	8	8	8
	貸出冊数	2,604	1,843	2,006	2,187	2,032
子どもルーム・読書会	登録団体総数	34	38	37	31	31
	利用団体数	16	17	12	11	13
	貸出冊数	2,439	2,658	1,485	1,522	1,868

4 法令関係資料

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC1000000154>



(2) 文字・活字文化振興法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC1000000091>



(3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/501AC0100000049>



(4) 千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市子ども読書活動推進計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として、千葉市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、学校教育部長及び中央図書館長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(担当者会議)

第5条 推進会議の事務を調整するため担当者会議を設置する。

2 担当者会議は、中央図書館管理課長、教育指導課長及び別表2に掲げる課等に所属するもののうち当該課等の長が指定する者をもって組織する。

3 担当者会議に座長及び副座長を置く。

4 座長は、中央図書館管理課長、副座長は、教育指導課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を中央図書館管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要なことは、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

教育委員会事務局	生涯学習部長、学校教育部長、中央図書館長、総務課長、企画課長、教育職員課長、教育指導課長、教育センター副所長、生涯学習振興課長、中央図書館管理課長、中央図書館情報資料課長
市民局	市民総務課長、男女共同参画課長
保健福祉局	健康支援課長
こども未来局	こども企画課こども若者支援室長、健全育成課長、幼保支援課長、幼保指導課長

別表第2 (第5条関係)

教育委員会事務局	総務課、企画課、教育職員課、教育指導課、教育センター、生涯学習振興課、中央図書館管理課、中央図書館情報資料課
市民局	市民総務課、男女共同参画課
保健福祉局	健康支援課
こども未来局	こども企画課、健全育成課、幼保支援課、幼保指導課

千葉県子ども読書活動推進計画（第5次）

発行 令和8（2026）年4月
千葉県教育委員会生涯学習部中央図書館
〒260-0045 千葉県中央区弁天3丁目7番7号
TEL 043-287-3980